

日本工業標準調査会 標準部会 第26回 窯業技術専門委員会 議事録

1. 日時 : 平成21年1月29日(木) 14:00~16:00

2. 場所 : 経済産業省 別館10階1020 各省庁会議室

3. 出席者: 10名

植松委員長(長岡技術科学大学) 鶴澤委員(硝子繊維協会) 荻原委員(鹿島建設(株)) 小澤委員(JFEスチール(株)) 加山委員(黒崎播磨(株)) 永田委員(東邦テナックス(株)) 福地委員(日本板硝子(株)) 町田委員(株)日立製作所) 山内委員((独)産業技術総合研究所) 野原委員((財)日本規格協会)

欠席者: 1名 阪井委員(日本ガイシ(株))

関係者: 5名

R1685: 北((独)産業技術総合研究所) 田辺((社)日本ファイセラミックス協会)

R1686: 脇田(日本ガイシ(株)) 田辺((社)日本ファイセラミックス協会)

R1687: 小笠原((独)宇宙航空研究開発機構) 渡邊((社)日本ファイセラミックス協会)

事務局: 3名

平野、畠山、森野(経済産業省 産業基盤標準化推進室)

4. 議題

(1) 日本工業規格案(制定)の審議

R1685 ファインセラミックス - アルミニウム溶湯用熱電対保護管.....資料 1

R1686 ファインセラミックス多孔体の集じん性能試験方法.....資料 2

R1687 長繊維強化セラミックス複合材料の高温における引張挙動試験方法.....資料 3

(2) 2009年版国際標準化アクションプランの審議.....資料 4

5. 議事

(1) 日本工業規格案(制定)の審議

R1685 ファインセラミックス - アルミニウム溶湯用熱電対保護管

資料1に基づいて関係者から説明があり、下記を修正することにより承認された。

1) 3.2(破壊じん性値)の規定文において、現象を表す文を削除し、言葉の定義を適切なものにする。

規定文を以下のとおりに変更する。

「JIS R 1607の4.(SEP法)及び5.(IF法)による臨界応力拡大係数[き(亀)裂成長及びその進展速度の増大に伴い破壊に至る時点での応力拡大係数]。」

2) 4a(測定方法)において、全体長さに対するそのの比が適切に測定できる規定文にする。規定文を以下のとおりに変更する。

「真直度は、全体長さLに対する、そのの比で規定する。定盤上に保護管を配置し、両端を接地した状態で、中間部分での定盤とのすき(隙)間をJIS B 7507に規定するノギス及びJIS B 7516に規定する金属製直尺で測定する。」

3) 5(特性)の表2(等級分類基準)の破壊じん性の判定が曖昧なので、明確にする。

Ex) 「室温での曲げ強さ」がS、「700 での曲げ強さ」がAで、破壊じん性が5未満である場合、等級はBかCかの判定ができない。

規定文を以下のとおりに変更する。

「等級分類基準は、表2による。各試験項目の結果が同一の等級に規定された特性を満たさない場合には材料等級分類を記載せず、測定結果だけを記載する。」

4) 6.1(曲げ強さ)b) で、R1601及びR1604を引用しているが、これらが改正されて、支点ピッチが2種類になったので、どちらを採用するか詳しく記載する。

規定文を以下のとおりに変更する。

「試験方法はJIS R 1601及びJIS R 1604によって、室温及び700 での曲げ強さ平均値

を4点曲げ試験方法によって求める。このとき上部荷重点間距離は10mm,下部支点間距離は30mmとする。」

R1686 ファインセラミックス多孔体の集じん性能試験方法

資料2に基づいて関係者から説明があり、下記を修正することにより承認された。

- 1) 5(試験装置)の図1(試験装置図)において、サンプルろ材の位置を明確にする。
サンプルろ材を図示する。
- 2) 5(試験装置)の図1(試験装置図)に記載の「HEPAフィルタ」の定義(説明)が必要かどうか検討し、必要であれば3(用語及び定義)に追記する。
「HEPAフィルタ」の定義を追加することとし、以下を規定文として追記する。
これに伴い、これ以降の細分箇条の番号をずらす。
「3.2 HEPA フィルタ (HEPA filter)
ろ材通過後のガス中に含まれるダストを全て捕集するためのフィルタ。」
- 3) 6(サンプルろ材)の図2(サンプルろ材の形状の例)において、断面図の空いている箇所
の縦線を削除する。
図を修正する。
- 4) 6.2(サンプルろ材の製作)において、サンプルろ材の製作条件の制限が曖昧なので、適切な規定文にする。
「・・・同一の製造条件で製作しなければならない。ただし・・・」を、
「・・・同一の製造条件で製作することが望ましい。ただし・・・」に変更する。

R1687 長繊維強化セラミックス複合材料の高温における引張挙動試験方法

資料3に基づいて関係者から説明があり、下記を修正することにより承認された。

- 1) 6.4(加熱装置)において、試験片ゲージ部の温度許容値の表現が適切でないので、修正する。
規定文を以下のとおりに変更する。
「加熱装置は、一定の昇温速度で昇温可能な温度調節装置を備えており、試験片全体又は一部を加熱し、試験片ゲージ部における平均温度を試験温度に対して ± 3 以内の精度で保持できるものでなければならない。また、試験片ゲージ部の温度こう(勾)配(分布)が、試験温度500未満の場合は ± 5 以内、500以上の場合は試験温度()に対して $\pm 1\%$ 以内に保持できるものでなければならない。」
- 2) 図6(長繊維強化セラミックス複合材料における模式的な応力 ひずみ曲線)の点線の位置が適切でないので、修正する。
図を修正する。

(2) 2009年版国際標準化アクションプランの審議

資料4に基づいて事務局から説明があり、承認された。

以上